

在宅医療・介護連携推進事業について

- 在宅医療と介護の連携推進については、本年10月9日に開催した都道府県在宅医療・介護連携担当・アドバイザー合同会議において、在宅医療・介護連携推進事業における取組内容や、検討中の実施要綱（案）（別添1）等についてお示ししたところ。

- また、「全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A【9月19日版】」において、当該事業と地域医療介護総合確保基金との整理についてお示ししたところであるが、追加事項があるため、当該事業と地域医療介護総合確保基金の関係については、別添2を参照いただきたい。

- なお、詳細な事業内容及び実施方法、事業に取り組んでいただく上での留意事項等についての手引は現在検討中であり、今後可能な限り早期に情報提供を行う予定であるが、各市区町村におかれては、都道府県・保健所等の支援を得つつ、これらを踏まえた可能な限りの準備に着手していただきたい。

- また、「全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A【9月19日版】」の公表後に当該事業について頂いたご質問の回答は、別添4を参考とされたい。

第2 事業内容

抜粋

在宅医療・介護連携推進業務

ア 目的

在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア)地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を調査し、これまでに自治体等で把握されている情報と合わせて、マップ又はリストを作成する。作成したマップ等は、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開を行う。

(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行う。

(ウ)在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営

地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営を行い、(エ)、(オ)、(カ)等の支援を行うとともに地域の医療・介護関係者等に対して、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行う。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、医療・介護関係者に対して、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者の紹介を行う。

(エ)在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

地域連携パス等の情報共有ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、事例の医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援する。

(オ)在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行う。
また、地域の医療・介護関係者が、多職種連携の実際等についてグループワーク等の研修を行う。

(カ)24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、地域の医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を計画的に行う。

(キ)地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。

(ク)二次医療圏内・関係市区町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村が連携して、当該二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、当該病院と協力して、退院後に在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう情報共有の方法等を含む在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を行う。また、必要に応じて、同一の二次医療圏にある市区町村が連携して、利用者等が急変時に診療する医療機関の確保等について協議を行う。

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための事業と 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業との関係について

- 在宅医療の充実については、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の取組を支援することとしている。平成 26 年度においては、以下の事業例を示し、在宅医療と介護の連携に関する事業も、その対象としている。

(参考) 都道府県会議 (3 月 20 日) で示した基金の事業例

- ・在宅医療の実施に係る拠点の整備
- ・在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施

- 在宅医療と介護の連携推進については、これまでの医政局施策である在宅医療連携拠点事業 (平成 23・24 年度)、在宅医療連携推進事業 (平成 25 年度～) の成果を踏まえ、平成 27 年度以降、介護保険法の地域支援事業として全国的に取り組むこととしており (※)、市区町村が実施する当該事業に必要な経費については、地域支援事業交付金により措置されることとなる。

※ 介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業として新たに在宅医療・介護連携推進事業を創設し、市区町村が主体となって、取り組む。

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業については、診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象外としているため、在宅医療と介護の連携に関する事業のうち、地域支援事業交付金により措置されている事業は、地域医療介護総合確保基金の対象とはならないものである。

- すなわち、

- ・在宅医療と介護の連携に関する事業については、そのうち在宅医療・介護連携推進事業の実施要綱 (案) (別添 1) に示している事業は、平成 27 年度以降、地域医療介護総合確保基金の対象とならない。ただし、市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、平成 27 年度以降も地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・なお、在宅医療の充実のための事業については、平成 27 年度以降も引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用して実施していくこととなる。

※ 例えば、平成 26 年度に、市区町村と市区町村以外のものが在宅医療連携拠点事業と称する事業を行い、両方とも地域医療介護総合確保基金が活用されているケースについて、平成 27 年度以降、市区町村が行う事業について介護保険法の地域支援事業として位置付けることとなった場合、その市区町村事業は当該基金の対象とならない。一方、市区町村以外のものが行う事業については、介護保険法の地域支援事業ではないので、当該基金の活用が可能となる。

- 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のため取組例については、別添 3 を参考とされたい。

在宅医療の充実

■ 在宅医療の提供体制の充実

□ 訪問診療・往診

- ・医師の在宅医療導入研修
- ・24時間体制等のための医師のグループ化

□ 訪問歯科医療

- ・在宅歯科医療連携室の設置支援
- ・在宅歯科医療技術研修

□ 医療機関間の連携体制構築、情報共有等

□ 訪問看護

- ・強化型訪問看護STやST空白地域への設置支援
- ・新任訪問看護師の研修充実、研修機関の集約化

□ 薬局・訪問薬剤管理指導

- ・衛生材料等の供給拠点の設置支援
- ・訪問薬剤管理指導導入研修

■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。

■ 個別の疾患、領域等に着眼した質の向上

医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援

- | | |
|------------------|-----------|
| □ 看取り | □ 認知症 |
| □ 末期がん | □ 精神疾患 |
| □ 疾患に関わらない緩和ケア | □ 褥瘡 |
| □ 小児等在宅医療 | □ 口腔・栄養ケア |
| □ 難病在宅医療 | □ リハビリ |
| □ 在宅療養にかかる意思決定支援 | 等 |

■ 在宅医療に関する普及啓発

一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携に関する事業

※在宅医療・介護連携のための事業で、右記以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能

- ・在宅医療・介護連携のための相談員(コーディネーター)の育成
- ・ICTによる医療介護情報共有 等

※市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)での取組 (地域支援事業交付金)

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援に関する相談の受付等
- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市区町村の連携

在宅医療・介護連携の推進についてのQ & A【11月10日版】

問1 平成27年度内に限り、在宅医療・介護連携推進事業に位置づけられた事業と同じ取組について、地域医療再生基金で取り組むことが可能であるが、その場合、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされるのか。

(答) 地域医療再生基金で市区町村が取り組んでいる場合は、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされる。その場合は、当該事業の実施が困難である旨の条例を制定する必要はない。ただし、平成28年度以降、当該事業に引き続き取り組むことができない場合は、条例の制定が必要である。

市区町村が取り組んでいない場合（地域医療再生基金で市区町村以外が実施している場合を含む）、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとはみなされないため、条例の制定が必要である。

問2 在宅医療・介護連携推進事業に位置づけられた事業と同じ取組について、市区町村が、一般財源や、都道府県の補助金を用いている場合、当該事業に取り組んでいるとみなされるのか。

(答) 在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるとみなされる。その場合は、当該事業の実施が困難である旨の条例を制定する必要はない。

問3 情報共有のためにICTを導入する場合の必要経費は、在宅医療・介護連携推進事業の対象となるのか。

(答) 当該事業においては、情報共有の方法やツール等を検討する際の協議、情報共有ツールの使用方法等の説明会の開催、情報共有の使用状況の把握と改善の検討に係る費用を想定しており、情報共有のためのPCやモバイル機器等の購入費用については、地域医療介護総合確保基金の活用を想定している。

問4 二次医療圏内が一つの市のみで構成されている場合、「二次医療圏内・関係市区町村の連携」については、どのような取組が想定されるのか。

(答) 二次医療圏が一つの市で構成されている場合など、患者・利用者の退院から在宅療養まで、市区町村内で完結していると考えられる場合は、(イ)の取組をもって、(ク)に取り組んでいるとみなし、必ずしも(ク)を実施しなくても差し支えない。しかしながら、二次医療圏内に限らず、隣接市区町村との医療と介護の連携の状況について把握し、連携の方法について検討いただきたいと考えている。

問5 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)は、新たな建物を設置しないといけないのか。名称はセンターという名前をつけないといけないのか。

(答) 新たな建物を設置していただく必要はない。あくまでも、在宅での療養生活を送る上で、地域の医療・介護関係者等に対して、在宅医療と介護の連携に関する相談の受付や、連携の調整、情報提供等の機能を設けていただきたいという趣旨である。

既に、在宅医療・介護連携を支援する機能が設けられている場合など、地域の在宅医療・介護連携の支援を推進するためにふさわしい名称があるのであれば、在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の名称を付けなくても差し支えない。地域の実情に応じてご検討いただきたい。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ、取り組む。
- 可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村が、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することができる。
- 都道府県・保健所が、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施の手引書や事例集の作成等により支援。都道府県を通じて実施状況を把握。

事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、地図又はリスト化
- ◆ さらに連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査した結果を、関係者間で共有、住民にも公表等



（エ）在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

- ◆ 地域連携パス（在宅医療を行う医療機関、介護事業所等の情報を含む）等の活用により、在宅医療・介護の情報の共有支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも対応等

（オ）在宅医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じて、多職種連携の実際を学ぶ
- ◆ 介護職種を対象とした医療関連のテーマの研修会を開催等

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウムの開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについても普及啓発等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

- ◆ 地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議等

（ウ）在宅医療・介護連携支援センター（仮称）の運営等

- ◆ 在宅医療・介護連携の支援窓口の設置・運営により、在宅医療と介護サービスの担当者（看護師、社会福祉士等）の連携を支援するコーディネーターを配置して、連携の取組の支援とともに、ケアマネジャー等から相談受付等

（カ）24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制を整備等

（ク）二次医療圏内・関係市区町村の連携

- ◆ 二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、在宅医療・介護等の関係者間で情報共有の方法等について協議等

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)

(在宅医療・介護連携相談窓口)

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。



郡市区医師会等に委託※

在宅医療・介護連携支援センター(仮称) (在宅医療と介護連携についての相談窓口)

(郡市区医師会等)



連携

必要に応じて
支援

◆在宅医療・介護連携に関する相談の受付等(★)

- 在宅医療・介護連携についての窓口の設置し、医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談の受付及び情報提供を行う。
- 退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行う。
- 市区町村で協議された対応方針を踏まえ、各事業の必要に応じて支援をする。

支援

◆在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議

- 在宅医療・介護連携の課題を抽出し、その解決策及び他の各事業の対応方針について協議

◆二次医療圏内・関係市区町村の連携

- 退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、同一の二次医療圏内にある市区町村が連携し、当該二次医療圏内にある病院と、介護サービス事業者間における情報共有等の方法について協議

◆地域の医療・介護サービス資源の把握(★)

- 地域の医療機関、介護事業者の住所、機能等を調査し、これまでに自治体で把握されている情報と併せてマップ又はリストを作成

◆地域住民への普及啓発(★)

- 在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る

◆在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援(★)

- 医療・介護関係者に対し、情報共有ツール等の導入を支援

◆24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築(★)

- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、緊急時等の連絡体制も含めた在宅医療・介護の提供体制を整備

◆在宅医療・介護関係者の研修(★)

- 医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を実施する。また、多職種連携のグループワークを実施

※地域包括支援センター又は市区町村役場に設置することも可能。

★がついている事業項目については委託可能

在宅医療・介護連携支援センター（仮称）と地域包括支援センターの役割について

- 在宅医療・介護連携支援センター（仮称）は、
- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。（原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける）
 - 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。

